

愛と欲望のナチズム——「健全な性生活」の罫

田野大輔

1 はじめに

ナチズムは一般に性にたいして抑圧的で、もっぱら保守的な性道徳を唱えていたかのように考えられているが、実際には「民族の健全化」という目標のもと、積極的な出生奨励策をうちだすとともに、健康で豊かな性生活をめざして盛んに啓蒙活動を展開していた。本稿では、性愛をめぐるナチ党指導部の見解と、性的啓蒙にかかわった教育者・医師の活動を検討することで、「健全な性生活」をめざす積極的な要求が、ナチ特有の人口・人種政策の枠組みのなかで、いかなる帰結をもたらすことになったのかを明らかにしたい⁽¹⁾。

2 ナチズムと性愛

ナチズムと性の問題をめぐる従来の研究では、伝統的な市民道徳の影響を強調する議論が大きな流れを形成しており、ナチズムは純潔な結婚と家族を重視する「リスペクタビリティ（市民的価値観）」の擁護者、あるいは小市民の偏狭な性道徳に根ざした「健全なる民族感情」の代弁者と見なされてきた⁽²⁾。第三帝国期の性教育についても、もっぱらその反知性主義的な性格に目が向けられ、精神分析や性科学の知見を拒絶するとともに、性に関する専門知識の提供よりも、性的禁欲に向けた志操の育成を優先する純潔教育が支配的だったかのように考えられている⁽³⁾。「民族の健全化」を標榜したナチズムにとって、ヴァイマル共和国の道徳荒廃と風紀紊乱を断罪し、家庭生活の保護と性規範の回復を要求する保守的な道徳家の訴えが大きな推進力となったことはたしかだが、そうした後ろ向きの主張は、ナチズムのめざすところとは本質的に異なっていた。近年の研究はむしろ、ナチズムが性愛の喜

(1) 本稿は以下の3論文のダイジェスト版である。拙稿「愛と欲望のナチズム」姫岡とし子／川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』（青木書店、2009年）；同「子供にそのことを話しましょう！——第三帝国における性的啓蒙の展開をめぐる」『ゲシヒテ』1号（2008年）；同「性生活の効用——精神療法とナチズムの関係をめぐって」『思想』1013号（2008年）。

(2) George L. Mosse, *Nationalism and Sexuality. Respectability and Abnormal Sexuality in Modern Europe*, New York, 1985（佐藤卓巳／佐藤八寿子訳『ナショナルリズムとセクシュアリティ——市民道徳とナチズム』柏書房、1996年）；Hans Peter Bleuel, *Das saubere Reich. Die verheimlichte Wahrheit. Eros und Sexualität im Dritten Reich*, Bern / München, 1972（大島かおり訳『ナチ・ドイツ 清潔な帝国』人文書院、1983年）。

(3) Friedrich Koch, *Sexualpädagogik und politische Erziehung*, München, 1975.

びを擁護しつつ、これを「健全な性生活」へと方向づけることで、20世紀初頭以来の「性の解放」を促進した面があったことを明らかにしている⁽⁴⁾。しかもナチズムによる性愛の賛美は、単なる出生奨励策の一環にとどまらず、それを超える積極的な要求、とりわけ性を抑圧する伝統的な市民道徳への批判を含むものであった。なかでも親衛隊の機関紙『黒色部隊』は、くり返し愛の理想を擁護して、これを否定する市民道徳の偽善性を攻撃していた。「愛とは唯一の真の宗教的な世界体験である。……偽善的で不誠実な心情が、愛を忌み嫌うのだ」⁽⁵⁾。こうした性愛の賛美はいったい何を意味していたのか。そのあたりの事情を明らかにするために、まず性愛をめぐるナチ党指導部の見解を検討していきたい。

A. ヒトラーは『わが闘争』のなかで、ドイツを脅かす「民族の政治的・風俗的・道徳的汚辱」を非難すると同時に、空疎な道徳を説く「ある種の階層の偽善的上品ぶり」を攻撃している。いわく、「社会生活はわれわれの現代的なエロティシズムのむせるような香水からも、男らしくない上品ぶった不誠実さからも解放されなければならない」⁽⁶⁾。ヒトラーはこうして性規範の乱れと偽善的な道徳を同時に攻撃しつつ、早期の結婚を奨励して若い夫婦に健康な子供を産ませることをもとめるのだが、そうした「産めよ殖せよ」の要求のなかに、純粋な愛にもとづく結婚の倫理を説く、彼なりに真剣な主張が含まれていたことを見のがすわけにはいかない。彼によれば、愛を欠いた金めあての結婚は、街頭で身を売る娼婦と同じ不道徳を犯すことを意味する。上流階級の親たちが、ご立派なお題目を唱えながら、自分の娘を金持ちの男に嫁がせたがるのは、「愛の売春化」、「精神生活のユダヤ化」、「結合本能の拝金主義化」をあらわすものにほかならない⁽⁷⁾。啓蒙書『愛について』の著者H. ハッティングベルクは、この点を次のように説明している。「こうしたあずま屋の二重道徳は、私の世代を……『自由恋愛』とその純粋さの前衛にした。……名前と生計を得るためだけに、愛してもいない夫に体をささげる女性は、より低い金額と保障をもとめて同じことをする貧しい娼婦と、本当にそれほど違っていたのだろうか」⁽⁸⁾。金めあての結婚に反対し、偽善を排した純粋な愛を要求するハッティングベルクは、「愛の崇高な祝祭」としての性交までも賛美するのだが、そこには既成道徳のもとで抑圧されてきた性愛の喜びに正当な権利を与えようという、ある種の積極的な意図が認められる。ヒトラー自身、このような意味での「性の解放」

(4) Dagmar Herzog, *Die Politisierung der Lust. Sexualität in der deutschen Geschichte des zwanzigsten Jahrhunderts*, München, 2005.

(5) *Das Schwarze Korps*, 7. Januar 1937.

(6) Adolf Hitler, *Mein Kampf*, 47. Aufl., München, 1939, S. 274 (平野一郎／将積茂訳『わが闘争』角川書店, 1973年, 上巻, 357頁), S. 279 (邦訳, 上巻, 362-363頁).

(7) Ebenda, S. 270 (邦訳, 上巻, 350頁).

(8) Hans von Hattingberg, *Über die Liebe. Eine ärztliche Wegweisung*, München / Berlin, 1936, S. 10.

を唱えていたことは、次の発言からも明らかである。「われわれの蜂起は市民道徳とは何の関係もない。われわれの蜂起はわが国民の力の蜂起である。彼らの腰の力の蜂起だといってもいい」⁽⁹⁾。こういう性欲の充足を奨励するような主張が、多くの人びとを良心の呵責や罪悪感から解放し、彼らをナチズムに惹きつける誘因となっていたことは想像に難くない。

さらにまた、こうした性愛の賛美がそれなりに明確なイデオロギー的裏づけをともっていたことにも、注目しておくべきである。すなわち、自然なるものの賛美、健全なる本能の肯定がそれである。『黒色部隊』の論説は、自然な欲求を抑圧する市民社会の「歪んだ道徳原理」を批判して、自然の摂理にかなった教育の必要性を説いている⁽¹⁰⁾。性は本来自然なものであり、それを不健全に歪曲しているのは社会だというのが、そこには物質主義的な文明の害毒を批判し、人間の本来的な生のありかたを自然への回帰にもとめた世紀転換期以来の生改革運動の影響が認められよう。自然で健全な性本能を前にしては、結婚も副次的な意義しかもたなかった。『黒色部隊』の論説によれば、「婚外性交はけっして妨げることはできない」のであり、若者が自然な欲求を満足させていることもまた、「社会的障害と道徳説教者にたいする健全な反発」であった⁽¹¹⁾。そこには出生率の向上をめざす人口政策上の目的と並んで、若者を戦争に動員するための誘因を提供するという実利的な意図もあった⁽¹²⁾。そうした主張のなかで、女性はしばしば性欲の対象に位置づけられたが、このことをもっぱら出生奨励策との関連で、女性を「産む性」に押し込める保守的な道徳観をあらわすものと見なすのは、正鵠を射ていない。女性を受動的な存在と見なしていたヒトラーにおいても、男尊女卑か男女平等かという対立はほとんど意味をもっておらず、男女の自然な性秩序と健康な子供の出生をもとめる声高な要求の方が前面に出ていたし、健康な子供を育み、家事を切り盛りする母親の役割が強調される一方で、ナチズムが描きだす女性像には、既成道徳による抑圧を打ち破ろうとする積極的な主張が含まれていた。『黒色部隊』が「若い母親の威厳」を賛美し、女性を不純な肉体と悪しき精神をもった「罪人」、「誘惑者」と見なす既成道徳を批判したことにあらわれているように、ナチズムの女性観は少な

(9) Hermann Rauschning, *Gespräche mit Hitler*, Zürich, 1940, S. 94-95 (船戸満之訳『ヒトラーとの対話』学芸書林, 1972年, 115頁). H. ラウシュニングの記述の信憑性には疑問があり、慎重な扱いが必要だが、少なくともここに引用した内容は、ヒトラーのそのほかの発言と矛盾しない。

(10) *Das Schwarze Korps*, 5. März 1936.

(11) *Das Schwarze Korps*, 7. Januar 1937.

(12) 「健全な生の喜び」を発散させる必要について、ヒトラーはこう説明している。「ドイツの男が兵士として無条件に死ぬ覚悟をするためには、無条件に愛する自由も与えられなければならない」。Henry Picker, *Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier*, Berlin, 1993, S. 332.

くともキリスト教倫理にもとづく女性罪悪観、禁欲的な性道徳からは重要な一步を踏みだしていた⁽¹³⁾。ナチ党公認の女性のヌード画にしても、羞恥心やためらいを示すことなく、一糸まとわぬ健康な肉体を見せつけており、性的タブーの排除、虚飾や猥褻性の否定、自然なるものの賛美、文明の抑圧からの解放といった積極的な価値を提示していた⁽¹⁴⁾。しかもナチズムは、女性自身にたいしても旧弊からの解放を約束していた。この時代の性教育書は、女性の性的主体性に注目し、性愛の喜びの向上をめざして具体的な行為の指示まで与えていた⁽¹⁵⁾。そうした性の肯定が、出生奨励策の枠組みのなかで、意図せざる「性の解放」をもたらした可能性も否定できない。

ナチズムの本質を考える上でとくに重要な意味をもつのは、こうした性愛の賛美がキリスト教への攻撃と結びつけられたことである。『黒色部隊』の論説ははっきりと、キリスト教の罪の観念が「あらゆる自然な肉体の衝動、すべての健全な性生活を神に敵対するものと説明」するのにたいして、ナチズムの「北方的」な世界観はこれとは逆に「力強く生を喜ぶ」ものだと主張していた⁽¹⁶⁾。ここから見てとることができるのは、ナチズムによる「生の肯定」が、既成宗教にかわる此岸の救済を約束していたことである。近代化による宗教の衰退、つまり世俗化の過程は、人びとの価値観のよりどころを崩壊させたが、これによって生じた精神的空洞を埋め合わせるために、生に意味を与えてくれる新たな存在が渴望されることになった。その渴望に応えたものこそ、愛への信仰にほかならない。「信仰についてあまりに多くのものが破壊された後、ますます多くの人びとがなおも固執する唯一の信仰となったのが、愛への信仰であった」⁽¹⁷⁾と、ハッティングベルクは指摘している。『黒色部隊』の論説はさらに、愛の意味をこう説明する。「愛とはたしかに手の届く現世のもの、およそ生の実現の最も現世的な形態である」⁽¹⁸⁾。愛とは「生の偉大な驚異」⁽¹⁹⁾であるというハッティングベルクの言葉が示すように、第三帝国期には愛の神聖化が決定的になっていた。そこでは愛の喜びが生目的と見なされ、純粋な愛への情熱が理想化されるとともに、自然な性的欲求こそ、真の愛を基礎づけるものと考えられた。「愛はそれじたい本質的に性的であり、そのもっぱら優しく友情

(13) *Das Schwarze Korps*, 24. April 1935.

(14) ルネサンス期にはじまった芸術上のしきたりによれば、衣服をつけない女性の裸体は、完全無欠な自然の摂理、隠し立てのない真理の顕現を示すものであり、このような女性の描写は、真実と自然に接近する方法が民主化されたことを示している。C. ケーンズ、原田一美訳『「もっと男らしい男、もっと女らしい女」——ナチ人種憎悪のイコノグラフィー』『思想』898号(1999年)、112頁。

(15) とりわけ、後述のJ. H. シュルツの性教育書を参照されたい。

(16) *Das Schwarze Korps*, 16. April 1936.

(17) Hattingberg, *Über die Liebe*, S. 15.

(18) *Das Schwarze Korps*, 12. März 1936.

(19) Hattingberg, *Über die Liebe*, S. 16.

的な傾向においてもそうである。自然な——つまり肉体的な——充足のない愛は、阻害された愛、ないしは不自然な愛である」⁽²⁰⁾。愛を性と結びつけるこうした主張は、人種的に望ましい結婚と健康な子供の出生をもとめたナチズムの目標を、かなりの程度まで反映している。だが性愛の賛美は、もっぱら生殖をめざす人口政策の装飾にとどまるものではなかった。重要なのは、ナチズムが旧来の禁欲的な性道徳を否定し、現世肯定的・自然主義的な世界観を提示することで、性愛の喜びを享受するよう人びとを鼓舞していた点である。そこにこそ、性を媒介にした動員のメカニズムが存在していたのであり、「健全な性生活」をめざして性的啓蒙にのりだした教育者・医師の活動もまた、これに深くかかわらざるをえなかったのである。

3 「性的啓蒙」をめぐる論争

ナチ党のイデオログや指導的な教育者の著作や発言に、性的禁欲を重視する保守的な道徳観が反映されていたことはたしかである。性教育に関する指針にしても、多分に反知性主義的な性格が強く、「結婚までの純潔」を要求するにとどまるものが多かった。1933年4月のプロイセン文部大臣B. ルストの布告によれば、青少年の性教育は基本的に家庭内の問題であり、学校教育の対象ではなかったし、その内容も禁欲的な性道徳の強化をめざすもので、そこには明らかに旧来の市民道徳の影響が認められる⁽²¹⁾。だがこうした保守的な見解は、第三帝国期の性教育を全面的に規定してはいなかった。この時代のドイツでは、風紀取り締まりに血道を上げる頑迷な道徳家が跋扈する一方、「健全な性生活」をめざす医師や教育者の啓蒙活動が展開され、部分的には「性の解放」へ向かうような価値観の変化が生じつつあった。そのことは何よりも、啓蒙的な性教育書が発禁を受けることなく出版されつづけた事実にあらわれている。そこでは性愛の喜びを率直に肯定しつつ、正しい性知識の提供によって禁欲的な性道徳の弊害を克服することをめざすといった、ある種の「進歩的」な見解が表明されていたのである。1930年代半ばには、そうした啓蒙書の是非をめぐる教育当局内で意見対立が生じたが、ナチ党人種政策局がこれを支持する見解を表明して以来、事実上即した「性的啓蒙」が一部で推奨されるようになった。その過程について、次に見ていくことにしたい。

青少年の性教育に関する文部省の指針の見直しをもとめる声は、まずナチ党人種政策局から上がった。1935年2月の『ドイツ医師新聞』掲載のある論説に推薦文を寄せた人種政策局長W. グロスは、「マルクス主義時代」の学校の性教育に反対した文部省の指針に理解を示しつつも、国家的な課題に向けた性教育の具体的な提案

(20) Ebenda, S. 12.

(21) „Erlaß des Ministers für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung, betr. sexuelle Belehrung der Jugend. Vom 18. April 1933“, in: *Reichs-Gesundheitsblatt*, Jg. 8 (1933), Nr. 26, S. 478.

がなされていないことを指摘し、民族の健康に責任をもつ医師が積極的に介入して、「過去の行き過ぎとはき違えを回避するとともに、自然なものを自然に見て、われわれの人口・人種政策のあらゆる大目標を達成するのに不可欠な前提を形成する精神的姿勢がしだいにドイツに出現するのを促すような、性の領域における思春期の青少年の指導と世話」を行うことを要求した。そして、こうした方向での新たな性教育の提案としてグロスが推奨したのが、G. オッケルの手になる論説「医師と教師よ、前線へ！」⁽²²⁾であった。この論説のなかでオッケルは、性教育の不足によって生じた「きわめて好ましくない状況」、つまり婚外出生数の増加といった民族を脅かす傾向が強まっていることを指摘し、事態を打開するためには、人口政策的な観点から性教育の抜本的な改革を行う必要があるとして、医師と教師の協力を要請する。オッケルの提案は多分に進歩的な立場に立つもので、性教育の改革のためには何よりも、親や教育者が抱えている性生活への「誤った羞恥心」を克服する必要があるという考えにもとづいている。性の領域において啓蒙活動を行うべきであるというこの提案は、さしあたって医師と教師の作業チームを設置することをもとめる。それは自発的な協働にもとづき、活発な討論を通じて性教育の知識を深めるものでなければならない。この作業チームにおいて「誤った羞恥心」が克服されたとき、次のステップとして父母の集会を招集すべきである。この集会は、家庭内の子供への啓蒙の実践を促すことを目的とするものであるが、単なる講演では効果がなく、討論を重視しなければならないという。オッケルはさらに具体的な提案として、性教育の3つの段階を区別する。最初の幼少期の啓蒙は両親にゆだねられるべきものであり、11歳から思春期までつづくのが性知識への事実即した導入教育で、思春期から壮年期までつづくのが世界観の伝達や宗教的感情の育成など、「性格形成」という意味での性的啓蒙である。このようにオッケルは、幼少期の子供にも「事実即した」性教育を施し、性生活への「誤った羞恥心」を払拭することをもとめるのであり、しかもこれを上からの押しつけではなく、自発的な協力を通じた活発な討論によって実現しようとしていた。こうしたきわめて進歩的な提案が、文部省の指針に反するにもかかわらず、ナチ党人種政策局に積極的に支持されたという事実は、第三帝国期の性教育に関する従来の見方に変更を迫っているように思われる。

ゲアハルト・オッケルは、1894年にフランクフルト（オーデル）に生まれた小児科医で、1924年から37年までナイセ河畔の小都市ゲーベンで開業した⁽²³⁾。クウェーカー教徒として積極的に社会活動にたずさわった彼は、モンテッソーリ幼稚

(22) Gerhard Ockel, „Ärzte und Lehrer an die Front! Ein Wort zur geschlechtlichen Erziehung unserer Jugend“, in: *Deutsches Ärzteblatt*, 23. Februar 1935.

(23) „OCKEL, Gerhard“, in: *Biographisch-Bibliographisches Kirchenlexikon*, Bd. XXVII, Nordhausen, 2007, Sp. 1009-1017.

園を創立したり、教育的・医学的問題に関する数多くの講演を行ったりした。ナチ政権成立後、まもなく当局から監視されることになったが、就業禁止や迫害を受けることはなく、グーベン周辺で性教育に関する講演を行うなど、盛んに啓蒙活動を展開した。1934年に出版された著書『子供にそのことを話しましょう!』は、心理的な「生の支援」に向けた性教育の実践的な提言であり、同書のなかでオッケルは、誤って形成された「性的コンプレックス」の有害な影響を克服するため、自由な討論や子供への啓蒙の必要性を強調している⁽²⁴⁾。有能な教育者は「誤った羞恥心」から解放され、「事実在即した啓蒙」を行うことのできる人物であるとされるが、子供に性的な事柄をどう説明すべきかについては、教理問答のように具体例が挙げられており、それらはいずれも親子の深い愛情への理解に支えられている。親が子供の質問に答える際には、子供の理解力に応じて簡潔かつ正確に説明することが重要で、たとえば次のように答えるべきだという。「質問：赤ちゃんはどうやってママのお腹にやってくるの?—答え：赤ちゃんはけっしてお腹にやってくるんじゃないよ、お腹のなかで大きくなるんだよ。卵が雌鳥のお腹で大きくなり、栗の実が木で大きくなるようにね」⁽²⁵⁾。こうした性教育の提案が、古めかしい純潔教育とは一線を画すもので、子供の自発性を尊重している点など、きわめて進歩的な性格をもっていたことはたしかである。

教育当局の一部は、この点からオッケルの提案を支持していた。ナチ教員同盟の鑑定書によれば、彼の著書は「事実をありのままに見て」おり、「教育と授業の全領域にとって模範的」である⁽²⁶⁾。注目されるのは、性的啓蒙への好意的な評価の背後に、性を抑圧してきた市民道徳への批判が見え隠れしていることである。別の鑑定書は、オッケルの提案を次のような理由で支持していた⁽²⁷⁾。すなわち、従来の性道徳は一方での「教会や市民の見せかけの態度」と、他方での「いかがわしい卑猥さ」によって特徴づけられており、それは性生活を卑しいものとして抑圧することで、必要とされる性教育を放棄し、青少年を放任してきた。そのことが結果的に不健全な状態をもたらしたのだとすれば、こうした「性道徳の二重性」を解消することは、民族の健全化という人口・人種政策的観点からも必要である。まさにこの点に、ナチ党人種政策局がオッケルの提案を支持した理由があった。同局の鑑定書は、性生活の抑圧がもたらした人口・人種政策上の害悪を強調し、民族の発展に必要な性生活への「健全で純真な態度」を、性的啓蒙を通じて確立する必要性を説

(24) Gerhard Ockel, *Sag Du es Deinem Kinde! Einführung des Kindes und Jugendlichen in die Fragen nach Geburt, Zeugung und Liebesleben*, Berlin, 1934, S. 21-23.

(25) Ebenda, S. 29.

(26) Gutachten Kolb vom 11. Juli 1935, in: Bundesarchiv Berlin (以下 BA と略記), R 4901/4376, Bl. 97.

(27) Gutachten Köhn, in: BA, R 4901/4376, Bl. 98.

いている⁽²⁸⁾。別の鑑定書はさらに、性教育を家庭にゆだねた文部省の指針の不備までも示唆する⁽²⁹⁾。家庭はこの問題に関して何もしてこなかったに等しく、子供の質問をはぐらかす親のもとでは、子供は自分の欲求や不適切な人間の影響にゆだねられたままだからである。性の抑圧は問題の解決にならないのであり、むしろ模範的な教育者による性的啓蒙が必要である。鑑定書によれば、オッケルの提案は「責任を意識して行われる性教育を追求」しており、この点で学校教育にとっても模範的である。「彼は心を揺り動かし、良心を鋭くし、頭と心を性的領域の泥沼化にたいする攻撃に動員し、親と教師を味方に引き入れ、教育しようとする。……本書は教師の手にゆだねられるべきである」。

もちろん、既成の性道徳を批判するオッケルの主張と、これを支持する人種政策局の姿勢は、保守的な教育行政担当者の反発を招かざるをえなかった。『ドイツ医師新聞』にオッケルの論説が掲載されると、すぐに地方の教育局が「相当な懸念」を表明し、文部省もまた人種政策局にオッケルの性的啓蒙を拒否するよう指示した⁽³⁰⁾。これにたいして、人種政策局はオッケルを擁護し、性生活への「健全で純真な態度」を確立するため、性的啓蒙の必要性を強調した⁽³¹⁾。オッケルの提案する「事実に即した啓蒙」をどの程度まで実践すべきかは、教育者の「実践的経験」しだいだというのである。こうした回答に業を煮やした文部省は、再度人種政策局に態度変更を迫り、オッケルの活動の拒否と著書の発禁をもとめたが、人種政策局の側はかえってオッケル擁護の姿勢を鮮明にし、著書の普及を奨励することまで示唆した⁽³²⁾。こうして、文部省と人種政策局の意見対立は最後まで平行線をたどったが、そのなかで、オッケル自身はナチ党支部長の反対を受け、啓蒙活動を著しく制限されるようになった⁽³³⁾。彼は1937年にユングボルンに移って自然療法サナトリウムの管理を引き受けた後、39年以降はフランクフルト（メイン）で開業した。

もっとも、彼の著書『子供にそのことを話しましょう！』や『健全な性生活』⁽³⁴⁾はその後も長く版を重ねたし、さらに重要なことに、心理的な「生の支援」をめざす彼の実践的なアプローチは、指導的な精神科医や心理学者に継承されることになった。なかでも J. H. シュルツは、オッケルの著書を推奨して、正しい知識にもとづく性的啓蒙と「事実に即した専門的な精神療法」の必要性を説いていた。いわく、「この大きな医学的闘争にとって有益な助けとしては、同僚のオッケル氏の著書『子供にそのことを話しましょう』と『健全な性生活』が特筆され、切に推奨さ

(28) Gutachten Frercks, in: BA, R 4901/4376, Bl. 96.

(29) Gutachten Metzdorf vom 16. Januar 1936, in: BA, R 4901/4376, Bl. 187-192.

(30) Hühnhäuser an Benze vom 3. April 1935, in: BA, R 4901/4376, Bl. 95.

(31) Gutachten Frercks, in: BA, R 4901/4376, Bl. 96.

(32) Gutachten Frercks vom 29. Oktober 1935, in: BA, R 4901/4376, Bl. 99-101.

(33) Hunger an Rust, 13. Mai 1936, in: BA, R 4901/4376, Bl. 194.

(34) Gerhard Ockel, *Gesundes Liebesleben. Ein Buch für junge Menschen*, Berlin, 1936.

れる」⁽³⁵⁾。オッケル自身もまた、シュルツが副所長をつとめる研究所の会員に名を連ねていた。性的啓蒙に向けた彼の取り組みは、こうして精神療法による性的障害の治療の試みと結びつき、最終的にはナチズムの人口・人種政策にも深くかかわることになるのである。

4 「健全な性生活」の罫

1940年出版の性教育書『性・愛・結婚』のなかで、J. H. シュルツは性生活の意義をこう説明している。「真の性体験に必要なのは、双方の人間が相手の心をとらえ、純粋な肉体性の喜びのなかへともに参入し、ついには至高の一体化の神秘のなかで自己を見いだすまで、たえずくり返される求愛をかたちにすることである」⁽³⁶⁾。性愛の喜びを率直に肯定する同書の説明によれば、性生活が下劣で不純なものとして抑圧されると、青少年の心に不安や罪悪感が生じ、神経症や性的倒錯が起こりやすい。そうした障害を克服して「真の進歩」をなしとげるには、ある種の性的啓蒙が、つまり「性愛生活の決定的に重要な根本事実をはっきり提示すること」が必要だというのである⁽³⁷⁾。『性・愛・結婚』は、禁欲的な性道徳の弊害を批判するとともに、正しい性知識の提供によって性生活を抑圧から解放しようとする、ある種の啓蒙的な立場に立った教育書であり、そこで提示された「進歩的」ともいうべき性愛観は、ナチ党内の一部勢力からも積極的に支持されていた。しかも第三帝国期には、性的啓蒙の必要性を訴える同様の教育書がいくつも出版され、戦後も再版されつづけたという事実をふまえるなら、「性の解放」がナチズムによっても歯止めをかけられることなく、引きつづき進行していたと考えることができよう。

ヨハンネス・ハインリヒ・シュルツは1884年にゲッティンゲンに生まれた精神科医で、1919年にイェナ大学で神経病理学の教授となり、24年にベルリンで開業した後、32年に「自律訓練法」を考案して世界的に名を馳せ、精神療法の主唱者と目されるようになった人物である⁽³⁸⁾。第三帝国期には、ユダヤ人との結婚歴があったために嫌がらせを受けたが、ナチ自動車運転手団に加入して新体制に忠誠を誓う一方、たしかな識見をそなえた愛国者として、精神療法の制度化に精力を注いだ。1936年に「ドイツ心理学精神療法研究所」が設立されるにあたっては、副所長・外

(35) Johannes Heinrich Schultz, „Nervöse Sexualstörungen und ihre Behandlung in der allgemeinen Praxis“, in: *Therapie der Gegenwart*, Juni 1937. S. 252–255.

(36) Johannes Heinrich Schultz, *Geschlecht · Liebe · Ehe. Die Grundtatsachen des Liebes- und Geschlechtslebens in ihrer Bedeutung für Einzel- und Volksdasein*, 3. Aufl., Berlin, 1942, S. 82.

(37) Ebenda, S. 18.

(38) シュルツの経歴については、以下の論説・研究を参照。„Bluthaftes Verständnis“, in: *Der Spiegel*, 27. Juni 1994, S. 183–186; Geoffrey Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich. The Göring Institute*, Oxford, 1985, pp. 72–76.

来診療部長として卓抜な行政手腕を発揮し、精神療法を心理的健康の維持・向上の手段として国家に奉仕させることをめざした。現代の「神経質な時代」に生きる個人の心理的問題に注目するシュルツは、人間本来の精神力を強化する必要を唱え、合理的で意識的な療法の普及をはかったが、彼が考案した「自律訓練法」もまた、自己催眠を中心とする簡便な暗示療法であり、一般への普及に適していた。1940年の著書『性・愛・結婚』もまた、性的啓蒙をめざした一般向けの教育書で、精神療法の実践的な有効性を訴えるものであった。それゆえ、同書に見られる「進歩的」な性愛観は、精神療法とナチズムのかかわりというより大きな文脈のなかで、その位置づけが問われなければならない。

1933年にヒトラー政権が成立すると、ドイツの心理学界は窮地に立たされた⁽³⁹⁾。精神分析の創始者 S. フロイトがユダヤ人であったことから、心理学全体が「ユダヤ的学問」として攻撃の対象とされたのである。いわゆる「強制的同質化」の過程では、多くの精神科医や心理学者が職を追われ、精神分析や性科学の著作が焼き捨てられたが、それは何よりもフロイトの汎性欲説が、ドイツ民族の性生活を汚染しようとするユダヤ人の陰謀をあらわすものと考えられたからであった。したがって、心理学界が存続をはかろうとすれば、ユダヤ人メンバーの排除を進めるとともに、「ユダヤ的学問」という嫌疑を払拭する必要があった。こうした状況のもと、多くの心理学者は性欲を絶対視する精神分析の一面的な見方を克服するものとして、「集合無意識」や「元型」の概念を導入した C. G. ユングの分析心理学に注目し、親ナチ的言動で知られる彼の教説にもとづいて、ナチズムの精神に即した新しい精神療法の確立をめざすことになった。H. ハッティングベルクによれば、精神分析が性生活に関心を集中させるのにたいして、精神療法は権力要求を重視し、患者に世界観を伝達することで、国家に奉仕するものにほかならなかった。「今日われわれにとって、国家倫理は性倫理よりも重要である」⁽⁴⁰⁾。

1936年5月、帝国医師指導者と国内務大臣の指示のもと、ベルリンに「ドイツ心理学精神療法研究所」が設立されると、帝国元帥 H. ゲーリングの従兄弟で精神科医の M. H. ゲーリングが所長に迎えられた。この研究所（以下「ゲーリング研究所」）は、精神療法と深層心理学のセンター的施設であり、心理学の主要な3学派（フロイト、ユング、アドラー）の対立を止揚して、統一的な世界観にもとづく「ドイツの精神療法」の確立をめざすものであった⁽⁴¹⁾。新生ドイツの精神療法を一手に

(39) 第三帝国における心理学とナチズムの関係については、以下の研究を参照。Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*; Regine Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten. Zur Geschichte der Psychoanalyse und Psychotherapie im Nationalsozialismus*, Frankfurt/M., 1985; 小俣和一郎『精神医学とナチズム——裁かれるユング、ハイデガー』(講談社, 1997年)。

(40) Hattingberg, *Über die Liebe*, S. 357.

独占したゲーリング研究所には、様々な心理的障害とその治療法を研究する部局のほか、通院患者に診断と治療を施す外来診療部も設置され、犯罪者の精神鑑定も任せられるなど、精神療法の実践的領域における主導的な役割が認められることになった⁽⁴²⁾。しかも同研究所は、帝国医師指導者の管轄下に置かれて様々な便宜を与えられただけでなく、ドイツ労働戦線とも提携して多大な助成を受けていた⁽⁴³⁾。心理的障害の改善と回復を約束し、患者の社会復帰の希望を提供する精神療法は、人間の生産性を重視するナチズムにとって実践的な効用を有するものであった。ハッティングベルクはこの点を次のように説明している。「患者の大多数において、遺伝生物学的に見ても重要なのは、生きる価値のない生命ではなく、障害から解放されれば、少なくとも平均的な、しばしば特別な業績を発揮できる人間である」⁽⁴⁴⁾。国家に有用な成員を提供するのは、人種的・生物学的な排除ではなく、心理的健康を促進する治療だというのが、こうした精神療法の効用は、健康を生産性の前提と考える労働戦線の指導者 R. ライのめざす目的に適合していた⁽⁴⁵⁾。生産性向上に寄与するため、ゲーリング研究所がとくに注目したのが性生活の領域である。同研究所では、心理的健康と生産性を阻害する様々な性的障害、とりわけ同性愛や不妊症、青少年犯罪などの問題が研究されたが、それはこれらの障害の大半が心因性のものであり、精神療法によって「治療可能」であると考えられたからであった⁽⁴⁶⁾。幼少期のトラウマや有害な環境が性的障害の原因とされ、自然な家族単位と適切な社会環境こそ生産的な男女の性を保証するものとされたが、性的障害を解消する精神療法の有効性は、出産奨励に血道を上げた親衛隊の指導者 H. ヒムラーも注目するところであった⁽⁴⁷⁾。こうした背景のもと、ゲーリング研究所は同性愛者の治療や性犯罪者の鑑定などの実践的領域で、ナチズムの人口・人種政策に深く関与することになるが、同研究所の副所長・外来診療部長シュルツが著した性教育書こそ、先述の『性・愛・結婚』である。

『性・愛・結婚』のなかで、シュルツはまず新生ドイツにおける医師の責務として、保健福祉への積極的な介入を要求する。医師は民族全体の健康を守る義務をもつが、民族の健康にとって重要なのは「性生活の再建」であり、そのためには「性

(41) Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 188.

(42) Ebenda, S. 193.

(43) Ebenda, S. 207-209; Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*, pp. 196-202.

(44) Hans von Hattingberg, *Neue Seelenheilkunde*, Berlin, 1943, S. 42-43.

(45) 民族同胞の業績向上をはかるライは、社会的・産業的問題への心理学の応用をもとめ、職業訓練局長 K. アルンホルトの指示のもと、ゲーリング研究所に労災防止の研究を委託するなどしていた。Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 198; Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*, p. 200.

(46) Johannes Heinrich Schultz, „Seelische Gründe der Unfruchtbarkeit“, in: *Europäischer Wissenschaftsdienst*, 2, 1942, S. 22.

(47) Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*, pp. 158-159, pp. 211-213.

生活の決定的に重要な根本事実」と、性生活における「しばしば生死を分けるような困難と過ちの可能性」を認識することが必要である⁽⁴⁸⁾。ドイツを脅かす出生率低下の原因は「性生活の精神的・心理的障害」にあり、これを理解することなしには「健全で幸福な結婚・性生活」が不可能だといっているのである⁽⁴⁹⁾。シュルツが描きだす結婚・性生活は、幸福で喜ばしき共同体というべきもので、強い愛の絆で結ばれた男女が形成するのは「神聖な国」であり、2人が営む性関係は「男女の最も神聖で自然な結合」であるとされる。彼は性的快楽も自然な喜びとして肯定し、オルガスムスの意義を強調するなど、性生活向上の得策まで教示する⁽⁵⁰⁾。「きわめて激しい肉体的情熱」や「純粋な肉体性の喜び」を理想化するシュルツの姿勢は、まさしく性解放論者のそれである⁽⁵¹⁾。ただし、彼は快楽のみを追求する「精神を欠いた享楽主義」を否定し、自然との結びつきと共同体への義務を自覚する必要を説く。性生活の意義は「深い内的な生の共同体」の形成にあり、単なる衝動的な欲求の充足ではなく、全存在をもって他の人間と内的に結合することが必要だといっているのである⁽⁵²⁾。

シュルツはまた、性生活の目的が「子だくさんの結婚の達成」にあるとして、健康な子供を「われわれの現世の不滅性」を確証するものと見なす⁽⁵³⁾。だが彼にとっては、結婚生活はそうした人口政策上の意義をもつばかりでなく、子供の心的発達と性的健康に与える影響という点でも重要であった。愛情に満ちた幸福な家庭環境は、健康な子供の成長を保証するものであり、育児においては、何よりも子供への愛情を示す必要があるという⁽⁵⁴⁾。ここにはシュルツのリベラルな教育観がうかがわれるが、彼はさらに性に敵対的な教育を批判し、性を抑圧・隠蔽する不誠実な態度こそ、性的な倒錯や逸脱の原因であると主張する。健全な性的発達を阻害する最大の要因は、偽善的な市民道徳の影響にあり、そこでは性生活が「不潔で許されざるもの」として抑圧されるため、子供は「重大な内的な罪悪感と良心の呵責」を感じるようになる。したがって、性的な事柄を口にすることを禁じたり、自慰をとがめたりすることは無条件に避けるべきで、親はむしろ子供の心から性への不安や罪悪感を取り除き、自己指導と自己支配への道を開いてやらねばならない⁽⁵⁵⁾。シュルツはこう述べて、親や教師が誠実に適切な性知識を与えること、つまり「性的啓蒙」が必要であると説く。こうした彼の姿勢が、すぐれて「進歩的」な性格のもの

(48) Schultz, *Geschlecht · Liebe · Ehe*, S. 18.

(49) Ebenda, S. 7.

(50) Ebenda, S. 47, S. 60, S. 82-83, S. 113-114.

(51) Ebenda, S. 77, S. 82.

(52) Ebenda, S. 22, S. 71, S. 134, S. 140.

(53) Ebenda, S. 112, S. 146.

(54) Ebenda, S. 23, S. 63-64.

(55) Ebenda, S. 58, S. 61.

であることは明らかである。

不健全な家庭環境がもたらす性的障害の例として、シュルツはとくに同性愛を取り上げる。彼によれば、同性愛の大部分は「深層の心的発達障害」で、多くは幼少期の特定の状況によって生じた障害によるものである。それゆえ、「性生活の病的な逸脱」、いわゆる「倒錯」は、基本的にはつねに「適切な専門医による精神的な治療（精神療法）」によって「治療可能」であるという⁽⁵⁶⁾。実際にゲーリング研究所では、同性愛者を異性愛者に「転極」するために精神療法が応用され、その過程でシュルツ自身もまた、ナチズムの人口・人種政策に深く関与することになった。同性愛者の治療を進めたこの研究所には、青少年の性犯罪者の鑑定を行う犯罪心理学局が設置されたほか、同性愛問題の科学的究明に従事する研究グループも設けられ、航空省の委託で同性愛の包括的な研究が進められた⁽⁵⁷⁾。戦時期に空軍との関係を強めた同研究所は「戦争にとって重要」と見なされ、シュルツとゲーリングは空軍将校として研究に従事したという⁽⁵⁸⁾。このようにゲーリング研究所が多岐にわたる研究・鑑定活動にのりだした背景には、精神療法の有効性への確信とその制度化に向けた熱意があったが、それは逆に、手に負えない患者の存在を浮かび上がらせることになる。治療の試みが限界につきあたったとき、これを正当化するためにもちだされたのが、治療不能な「遺伝的」な障害であった。こうして、治療可能な同性愛者と治療不能な同性愛者の間の線引きが焦点となったが、実際の線引きにあたっては、同性愛行為の頻度が基準とされた。「一度だけ逸脱した者」や「誘惑された者」は保護観察と治療の対象とされたのにたいし、何度も刑を受けた者や「複数の相手を誘惑した者」は予防拘禁され、強制収容所へ送られた⁽⁵⁹⁾。

戦況が悪化すると、シュルツらの活動はナチ党指導部の反対に直面し、ヒムラー本人から名指しで非難されるまでになった。コストの面から同性愛者の治療に反対した親衛隊指導者は、戦時中はそういった無駄な試みのために人員を費やすことはできず、同性愛者は容赦なく根絶すべきだ主張した⁽⁶⁰⁾。もっとも、シュルツの方も同性愛を積極的な介入によって解消すべき問題と見なしていた点で、同性愛に敵対的な態度をとっていたことは明らかであり、治療不能な「遺伝的」な同性愛者にたいしては、彼はその物理的抹殺さえ許容していた。同性愛者の鑑定を担当した

(56) Ebenda, S. 97–98.

(57) Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 197; Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*, p. 204.

(58) Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 210; Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich*, p. 220, p. 223.

(59) Günter Grau (Hrsg.), *Homosexualität in der NS-Zeit. Dokumente einer Diskriminierung und Verfolgung*, Frankfurt/M., 1993, S. 216–217.

(60) Himmler an Brustmann vom 23. Juni 1943; Himmler an Kaltenbrunner vom 23. Juni 1943, in: BA, NS 19/2957, Bl. 1–2.

シュルツは、目の前で同性愛者に売春婦と性交させ、これに成功した者を治療可能と見なして懲罰から救う一方、性交できない者を治療不能と見なして強制収容所へ送ったという⁽⁶¹⁾。1940年に様々な精神障害を区分する「診断シエーマ」をまとめた彼は、精神障害者の断種や殺害を公然と支持した。「生きる価値のない生命の絶滅」による精神病院の浄化まで要求したこの精神科医は、いまや診断をもって「死刑判決」を下すことになったのである⁽⁶²⁾。

こうしてシュルツは、同性愛者の治療から抹殺へと歩を進めることになったが、注目されるのは、彼においては性的逸脱者の救済と殺害、進歩的な性愛観と犯罪的な行為とが表裏一体をなしていたことである。その二面性を理解する鍵は、「健全な性生活」をめざす彼の使命感が、性を抑圧する市民道徳への反発に根ざしていたという事実である。ハッティングベルクはこの点を次のように説明する。「われわれの親たちは……性の問題について本当のことを話そうとはしなかった。われわれは自分の子供に嘘をつきたくない。われわれがそうしたくないのは、とくに科学（精神分析という若い学問）が、そうした自然な欲求の否定と抑圧によって重い精神的な平衡障害が生じうることを示したからである」⁽⁶³⁾。ハッティングベルクにとって、性を抑圧するブルジョワ的な偽善こそ、精神障害の原因であった。だがそうした偽善を攻撃し、「性の解放」を唱えることは、結局のところ、性生活を既成道徳の影響から引き離し、医学的介入の対象に仕立てることを意味していた。ゲーリング研究所の活動は、解放の約束と介入の拡大が対をなしていたことを示している。性を抑圧する「間違った教育」を批判する研究所長ゲーリングは、「性的啓蒙について医師が両親に助言すること」をもとめ、子供の心身の健康を監視するホームドクターの役割を強調していた⁽⁶⁴⁾。性的啓蒙の推進をもとめる声高な主張は、性生活への介入を強化しようとする精神療法の権力要求と結びついていたのである。

もちろん、精神療法的な治療が排除のメカニズムを内包していたことはたしかである。ゲーリング研究所では、「社会的・生物学的に価値の高い、一定の期間で確実に治癒の見込みのある患者のみ」⁽⁶⁵⁾が治療対象とされたが、それは不治の患者がコストの面で切り捨てられたことを意味している。「生きる価値のない生命の絶滅」

(61) Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 225 ; „Bluthaftes Verständnis“, S. 185.

(62) Johannes Heinrich Schultz, „Vorschlag eines Diagnosen-Schemas“, in: *Zentralblatt für Psychotherapie*, 12, 1940, S. 113, S. 123.

(63) Hattingberg, *Über die Liebe*, S. 9–11.

(64) *Völkischer Beobachter*, 14. Mai 1939. ゲーリング研究所の理事で内務省参事官の H. リンデンはさらに明確に、性的啓蒙の必要性を次のように力説している。「子供の教育はあらゆる偽善を排して行われなければならない。罪の観念をあまりにも強調することは有害である。子供の性生活は自然で健全な方向に向ける必要がある」。Herbert Linden, „Bekämpfung der Sittlichkeitsverbrechen mit ärztlichen Mitteln“, in: *Allgemeine Zeitschrift für Psychiatrie*, 112, 1939, S. 423.

(65) Lockot, *Erinnern und Durcharbeiten*, S. 206–207.

は、民族の健康を守る精神療法の利害にも適合していたのであり、その意味で、治療と絶滅は表裏一体であった⁽⁶⁶⁾。とはいえ、こうした排除の側面に目を奪われるあまり、精神療法をめざす健康管理のシステムが本質的に「ポジティブ」な性格をもっていただけを見のがしてはならない⁽⁶⁷⁾。『性・愛・結婚』のなかで、シュルツはくり返し愛情に満ちた結婚生活を賛美し、性愛の喜びを享受するよう奨励しているが、そこにはまぎれもなく、「性の解放」をもとめる姿勢が表明されていた。「健全な性生活」をめざす彼の提言は、単なる生殖のためのものではなく、性の問題を積極的に産出することで、これに介入する権力の発動を促す触媒のごとき役割をはたしていた。そこでは性への関心が肯定されるばかりか、過剰に奨励され、扇動されることになる。性的啓蒙の必要性に関するゲーリングの主張は、その一端を明らかにしている。「あらゆる子供の質問には答えるべきで、たとえば『そんなことはまだ知らなくていいよ』などとほぐらかして片付けるべきでない。質問をする子供は遅かれ早かれ知識欲を満たすものである。だがこれが正しい方法で行われるかはきわめて疑わしい。両親によって答えられないままにされた真剣な子供の質問は、いかなる場合にも信頼関係を弱める」⁽⁶⁸⁾。子供が抱く自然な欲求を抑圧するのではなく、「性的啓蒙」を通じて適切にこれを満たしてやるべきだというのが、そこに生みだされる性の言説は、子供の性への介入を正当化して、これを取り巻く監視網の強化に寄与することになるだろう。それはまさに、性をめぐる知の産出を統治技術の根幹に組み込むという、フーコー的な権力のありかたを示すものである。

シュルツがめざしたのは、旧来の禁欲的な性道徳を批判し、性愛の喜びを肯定しつつ、これを「健全な性生活」へと方向づけて、人口・人種政策上の目的のために動員することだった。そうした観点から、ナチズムの人口・人種政策もまた、性を媒介とする動員のメカニズムを形成していたということができよう。人種的に望ましい結婚と健康な子供の出生を奨励することで、ナチズムはそれまで抑圧されてきた性を白日のもとにさらし、良心の呵責や罪悪感から解放すると同時に、丸裸になった性を権力の網にからめとって、再生産資源としての有効活用をはかったのである。こうした性の解放の約束と、その反面での性の道具化がもたらしたものが何であったか、われわれはあらためて問い直さねばならないだろう。

(66) ちなみに、ゲーリング研究所の理事リンデンは、障害者の安楽死作戦、いわゆる「T 4 作戦」の主導者の1人であった。

(67) ナチ党指導部もまた、人口・人種政策の「ポジティブ」な役割を重視していた。党官房長 M. ボルマンは、保健当局は国民の健康を増進する「建設的でポジティブ」な活動に戻るべきで、遺伝病者の根絶といった「純粋にネガティブ」で「割の合わない」仕事に限定されるべきではないと要求している。Bormann an Himmler vom Oktober 1944, in: BA, R 1501/2983.

(68) *Völkischer Beobachter*, 14. Mai 1939.